

プラスチック一括回収について

1 プラスチック一括回収の必要性

(1) 法律の施行

国内のプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まったため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月から施行され、市はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集（容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収）等の努力義務が規定されました。

(2) 本市の現状（処理施設の現状）

秦野市と伊勢原市の可燃ごみははだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場の2施設で処理していたが、伊勢原清掃工場の老朽化により、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ焼却体制へ移行したため、さらなるごみの減量及び資源化の取組みが必要です。

2 プラスチック一括回収の変更内容

- (1) 容器包装プラスチックに新たに製品プラスチックを加えて「プラスチック」として一括して収集する。

【対象とする製品プラスチック】

- ・ 100%プラスチックでできているもの
（一部金属が含む製品も対象）
- ・ 1辺の長さが30cm、厚さが5mm未満のもの
- ・ 汚れていないもの

- (2) プラスチック及びペットボトルの収集については、現行の「隔週水曜日」から「毎週水曜日」に変更する。

3 プラスチック一括回収に向けた取組

(1) 令和6年度のこれまでの経過

ア 廃棄物減量等推進活動説明会

令和7年度から開始するプラスチックの一括回収について説明するために、6月22日(土)にクアーズテック秦野カルチャーホール（秦野市文化会館にて自治会長及び廃棄物減量等推進員を対象に実施した。

イ モデル地区におけるプラ組成調査

【資料 2－1 参考】

プラスチック一括回収に伴う収集量や課題等を把握するため、小金沢自治会をモデル地区とした実証実験を行った。

実施内容は、6月・7月の毎週水曜日にモデル地区内のごみ収集場所に出されたプラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチック）を塵芥収集車で回収し、環境資源センターにてごみの収集量や品目等組成分析の調査を行った。

- ・対象場所 小金沢自治会内 14 収集場所
- ・実施期間 6 月及び 7 月の毎週水曜日の計 9 回
- ・調査結果

	容器包装 プラスチック	製品 プラスチック	その他 (可燃ごみ、禁制品など)	計
収集量の計	1,010.8kg	63.6kg	86.4kg	1,160.8kg
組成率	87.1%	5.5%	7.4%	100.0%

容器包装プラスチック及び製品プラスチックの割合(異物を除く)

容器包装プラスチック：製品プラスチック ≡ **94：6**

ウ 広報はだの特集号

9月1日発行の広報はだの特集号にてプラスチック一括回収について周知した。

(2) これからの取組

ア 資源とごみの分け方・出し方ガイド

【資料 2－2 参考】

プラスチック一括回収や分別方法を説明した「資源とごみの分け方・出し方ガイド」を来年2月発行し、市民に配布することで周知を図る。

また、それに伴い「ごみと資源の分別カレンダー」及び「ごみ減量通信（第52号）」も発行する。

イ 廃棄物対策審議会

来年2月頃に本年度2回目の審議会を開催し、プラスチック一括回収の報告を行う。

令和7年4月からプラスチック一括回収を実施